

海士町ボランティアセンター設置要綱

(目 的)

第1条 ボランティアセンターは、地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、その育成援助と必要な連絡調整を行うことを目的とする。

(名称及び設置場所)

第2条 名称は海士町ボランティアセンター（以下「センター」という）とし、社会福祉法人海士町社会福祉協議会内に設置する。

(事 業)

第3条 センターは目的達成のため次の事業を行う。

- (1) ボランティア活動に関する啓発、普及活動
- (2) ボランティア活動の登録、斡旋、相談、援助活動
- (3) ボランティア養成研修
- (4) ボランティア活動に関する調査活動、連絡、調整
- (5) ボランティア活動に関する広報、情報提供
- (6) ボランティア活動基盤整備
- (7) ボランティア育成、組織化活動
- (8) その他目的達成のために必要な事業

(運営委員会)

第4条 ボランティアセンターの適正な運営を図るため、海士町ボランティアセンター運営委員会（以下「運営委員会」という）を置く。

2 運営委員会は、委員14名以内で組織する。

3 運営委員会の委員は、次に各号に掲げる者のうちから、海士町社会福祉協議会会長（以下「会長」という）が委嘱する。

- (1) ボランティア団体関係者
- (2) 社会福祉施設関係者
- (3) 関係行政機関職員
- (4) 学識経験者
- (5) 社会福祉協議会関係者
- (6) その他必要と認められる者

4 委員の任期は2年とし再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

6 委員長及び副委員長は委員の互選とする。

7 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

8 委員長はボランティアセンター長が兼務することができる。

(運営委員会の会議)

第5条 運営委員会は、委員長が招集し議長となる。

(付議事項)

第6条 運営委員会に付議すべき事項は次の各号とする。

- (1) センターの基本的運営に関する事項
- (2) 事業計画、収支予算に関する事項
- (3) その他運営委員長が必要と認めた事項

(コーディネーターの設置)

第7条 ボランティア活動相談や登録、斡旋、調査広報活動を行うための調整者としてボランティアコーディネーターを置く。

- 2 ボランティアコーディネーターはボランティア活動の振興による地域福祉の向上に理解と熱意を有し、活動できる者を会長が委嘱する。

(会計)

第8条 センターの経費は、社会福祉協議会一般会計に計上して処理する。

付 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。